

株式取扱規則

制定	昭和26.	7. 10
改正	昭和33.	5. 1
	昭和40.	3. 20
	昭和42.	4. 1
	昭和45.	3. 23
	昭和57.	4. 28
	平成 1.	2. 13
	平成 3.	12. 6
	平成 7.	1. 1
	平成11.	10. 1
	平成12.	4. 1
	平成13.	10. 1
	平成14.	4. 26
	平成15.	4. 1
	平成18.	4. 28
	平成18.	5. 1
	平成19.	4. 26
	平成19.	5. 7
	平成21.	1. 5
	平成21.	10. 13
	平成25.	6. 1
	平成25.	7. 16
	令和 4.	9. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 定款第11条の規定にもとづき、当会社株式の取扱いおよび株主の権利行使に際しての手續等については、本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

② 当会社および当会社が指定した口座管理機関との間で締結した契約にもとづき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、本規則の定めるところによるほか、当該口座管理機関の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

(請求または届出)

第3条 本規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第16条第1項に定める場合は、この限りでない。

② 前項の請求または届出について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。

③ 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場

合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

- ④ 当社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知にもとづき株主名簿への記載または記録を行う。

② 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知にもとづき株主名簿への記載または記録を変更する。

③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第3章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第6条 株主等は、住所および氏名または名称を当社に届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国在住株主等の届出)

第7条 外国に住所を有する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めてこれを届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

③ 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第8条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第9条 株式を共有する株主等は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 単元未満株式の1株当りの買取価格は、前条による買取請求が、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による1株当りの買取価格に買取請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

(買取代金の支払い)

第14条 買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、前条の買取価格が決定した翌日から起算して4営業日目に支払う。

② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座もしくは郵便振替口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払により前項の買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条第1項の規定により買取代金を現金で支払う場合は支払日、その他の場合は買取代金の支払手続が完了した日に当会社の口座に振り替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第16条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第17条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第18条 単元未満株式の1株当りの買増価格は、第16条による買増請求が、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による1株当りの買増価格に買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

(買増請求の受付停止)

第19条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 1月31日

(2) 4月30日

- (3) 7月31日
- (4) 10月31日
- (5) その他の株主確定日

② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転の時期)

第20条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 書面交付請求および異議申述

(書面交付請求および異議申述)

第21条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第7章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第22条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう。)の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第8章 手数料

(手数料)

第23条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

(定款変更に伴う第1条の条数の変更)

第1条 株主総会決議にもとづき、当会社の定款第11条(株式取扱規則)の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第11条」は変更後の条数を定めたものとみなす。